

重粒子線治療の対象について ～大腸がんの少数個肺転移の場合～

【対象となる場合】

 手術が困難な3個以内の大腸癌肺転移
(原発巣切除後であり、局所再発のないものであって、かつ、肺以外の転移が制御されているものに限る)

【対象とならない場合】

- 3個以内の病変全ての治療が困難な場合
- 治療範囲内に活動性の感染症がある場合
- その他医師が治療困難と判断した場合

【費用について】

- ◆ 重粒子線治療：公的保険適用（1～3割負担）
- ※ 高額療養費制度適用：実際の負担額は収入と年齢によって決まる月ごとの自己負担上限額となります。最新の情報は厚生労働省のホームページでご確認ください